

山都町農林振興事業（農業用ドローン導入事業）補助金

1. はじめに

農作業の省力化及び効率化、また近年の水稲病害虫（トビイロウンカ）の発生による本町への水稲生産への影響を踏まえ、その防除の農業用ドローン導入を補助します。この概要をご覧のうえ、必要な書類を公募期間内に提出してください。

2. 対象

山都町に住所を有した2人以上の農業者または農業団体

3. 補助要件

- ・水稲の防除のための農業用ドローン導入に係る機体代（ドローンに付属する充電器、バッテリー、その他町長が必要と認める機器の購入金額を含む。）を補助する。
- ・事業費（税抜き）の1/2以内、限度額1,000,000円（千円未満の端数切捨て）
- ・事業費が500,000円以上で、国が推奨する機体（農林水産省「スマート農業技術カタログ（水稲・畑作）」に掲載されているもの）またはそれと同等と認められるものであること。他の助成制度による財政支援を受けていない、または受ける予定ではないもの。
- ・当該年度に事業が完了するものであること。
- ・補助金は予算の範囲内での交付となる。
- ・国土交通省への航空法に基づく飛行の許可承認の申請を行い、許可承認を受けること。

4. 補助の対象とならない経費

- ・補助金の交付決定前に支出される経費。
- ・汎用性の高い機器等の導入に要する経費。
- ・ドローン導入に向けた調査及び研修等に要する経費。